

小中学校プール施設のあり方検討業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、小中学校プール施設のあり方検討業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 小中学校プール施設のあり方検討業務
- (2) 業務内容 別紙1「小中学校プール施設のあり方検討業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年2月28日まで

3 見積上限額

金 8,200,000 円（消費税および地方消費税額を含む）

4 プロポーザル方式の採用の理由および種別

近年の気候における児童・生徒に対する安全・安心な授業の実現、教員の負担軽減、改築時期を迎える施設整備の財政負担軽減などを目的として、今後の小中学校プール施設のあり方について検討を行うなか、本業務は、検討している各パターンにおいて、正確なライフサイクルコストの算出、最適な事業手法の選定、それらを考慮した各パターンの総合的な評価を実施するため、専門的な視点からの想像力、技術力、企画力、調整力、経験等ノウハウが必要であり、それらを有する者の選定にあたっては価格だけの競争にはなじまないため、公募型プロポーザル方式を採用する。

5 スケジュール

公募開始	令和6年4月3日（水）
質問締め切り	4月10日（水）午後5時まで
参加申込書提出期限	4月10日（水）午後5時まで
参加資格審査通知発送および質問回答	4月17日（水）
提案書等提出期限	4月24日（水）午後5時まで
プレゼンテーション実施	5月1日（水）午前9時から
審査結果通知発送	5月10日（金）

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に定める者に該当しない者であること。
- (2) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成 23 年告示第 158 号）に基づく入札参加資格停止の措置期間中でないこと。
- (3) 国税（法人にあっては「法人税ならびに消費税および地方消費税」、個人にあっては「所得税ならびに消費税および地方消費税額」）および市町村税（本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に係るもの。法人にあっては「法人市町村民税、固定資産税」、個人にあっては「市町村民税、固定資産税」）を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者または会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第 6 号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 平成 26 年 4 月 1 日以降に、地方公共団体が発注した以下の業務を、どちらも元請けとして受注し、完了した実績を有している者であること。

ア 屋内温水プール施設の更新等に係るライフサイクルコストの算出業務

イ 公共施設の民間活力導入可能性調査業務

(8) 当該業務の管理技術者または主任技術者として「一級建築士」の資格を有するものを配置できること。

7 参加等に関する制限

本業務の受注者および受注者と資本関係または人的関係のある者は、今後発注する可能性がある守山市小中学校プール集約施設に関する設計業務委託の受注者になることはできない。(資本関係は、①親会社(会社法第 2 条第 4 号。以下同じ)と子会社(同条第 3 号。以下同じ)の関係にある場合、および、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。人的関係は一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合をいう。)

8 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書(様式第 1 号)により電子メールにて提出すること。なお、必ず電話で送信した旨を連絡し、担当課に着信したことを確認すること。電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和 6 年 4 月 10 日(水) 午後 5 時まで

(3) 提出先

守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市教育委員会事務局 教育総務課

電話 077-582-1140(直通)

電子メール kyoisomu@city.moriyama.lg.jp

(4) 回答方法

市ホームページに掲載する。

(5) 回答日時

令和 6 年 4 月 17 日(水) 予定

9 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本実施要領、仕様書および守山市財務規則（昭和 39 年規則第 6 号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。（発行後 3 か月以内・写し可・1 部ずつ）

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 2 号）

イ 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）（法人のみ）

ウ 身元証明書（個人のみ）

エ 印鑑証明書

オ 直近年度の国税（法人税ならびに消費税および地方消費税）、市町村税の完納証明書（法人の場合）

カ 直近年度の国税（所得税ならびに消費税および地方消費税）、市町村税の完納証明書（個人の場合）

※ 1 国税に未納がないことを証する書類は、原則として「その 3 の 2」または「その 3 の 3」。「その 3」の場合、消費税および地方消費税のほかに、所得税または法人税の選択が必要。

※ 2 市町村税の完納証明書は本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に未納がないことを証する書類。

※ 3 市町村税の完納証明書の書式がない場合は、直近 1 年分の納税証明書を添付することとし、法人の場合は「法人市町村民税、固定資産税」、個人の場合は「市町村民税、固定資産税」に未納がないことがわかるものとする。

キ 委任状（支店等と取引をする場合）

ク 業務実績表（様式第 3 号）

(ア) 測量調査設計業務実績情報サービス登録データ（TECRIS）および仕様書の写し

(イ) 委託業務契約書および仕様書の写し

(ウ) 履行証明書の写し

※ 業務実績表には(ア)から(ウ)のいずれかの書類を添付すること。

ケ 配置予定技術者調書（様式第 4 号）

(2) 提出期限

令和 6 年 4 月 10 日（水）午後 5 時まで

(3) 提出方法

原則、電子メールによる電子媒体形式での提出とする。ただし、紙媒体形式での提出は持参に限るものとし、分割提出は認めない。なお、持参の場合は開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに持参すること。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

(5) 参加資格審査の通知

資格審査を行い、適正と認める者に参加資格を有する旨、令和6年4月17日(水)を目処に電話または電子メールにて通知する。

10 提案書等提出期日および作成方法等

(1) 提出書類

次の様式等について、電子メールによる提出の場合は1部、紙媒体での提出の場合は4部(正本1部、副本3部)を提出すること。

- ・ 提案書
- ・ 業務実績表
- ・ 見積書

(2) 共通事項

ア 用紙はA4とする。(A3の用紙による折込は可)

イ 使用するフォント、サイズは任意とする。

ウ 指定した各様式を除く提出書類には、商号または名称、代表者氏名、提案事業者を特定できる文章やロゴマーク等の表現は使用しないこと。

エ 各様式への記入事項は提出日時点について記入すること。各様式への記入事項は提出日時点について記入すること。

(3) 提案書

次に基づき、必要な資料を作成すること。

ア 様式第5号：提案書

(ア) 提案書のフォーマットはMicrosoft Office 2013以上(Word・Excel・PowerPoint)を使用すること。

(イ) 提案書には次の項目を記載すること。

a 業務実施方針

本業務の取組みに関する基本的な考え方

b 業務実施体制

業務を実施する上での体制

c 業務工程

報告書提出までの業務フロー、業務行程および進捗管理の方法

d 民間活力導入可能性調査の方法

- ・ 民間活力導入可能性の調査を行う民間企業の予定候補や質問の予定内容
- ・ 事業手法の検討フロー

イ 様式第 3 号：業務実績表

上記 6 参加資格(7)の実績について記載すること。

ウ 様式第 6 号：見積書

(ア)見積金額の明細書を作成し、記載（または添付）すること。

(イ)業務に必要な費用すべてを見積に含めること。

エ 提出書類の綴り方

(ア)電子による提出の場合は、メールの件名を「小中学校プール施設のあり方検討業務（法人名）」とし、提案書のデータ名を「小中学校プール施設のあり方検討業務 提案書（法人名）」とする。

(イ)紙媒体での提出書類は、ファイルを用いて、A 4 判左 2 穴あけ綴りとするこ
と。

ファイルの表紙および背表紙に次のとおり「小中学校プール施設のあり方検討業務」「法人名」を標記すること。

【ファイル表紙】

【ファイル背表紙】

<p>小中学校プール施設のあり方 検討業務提案書類</p> <p>法人名（商号）</p>

<p>小 中 学 校 プ ー ル 施 設 の あ り 方 検 討 業 務 提 案 書 類</p> <p>法 人 名 （ 商 号 ）</p>

(ウ)紙媒体での提出書類は、1 枚目に「小中学校プール施設のあり方検討業務
公募型プロポーザル提案書類一覧」を綴ること。

2 枚目以降は、上記の提案書類の順に従い、各書類の間に様式番号等を記し
たインデックスをつけた仕切り紙を入れ書類を綴ること。

※インデックスは、直接提案書類に付けず、必ず仕切り紙に付けること。

(3) 提出期限

令和6年4月24日（水）午後5時まで

(4) 提出方法

原則、電子メールによる電子媒体形式での提出とする。ただし、紙媒体形式での提出は持参に限るものとし、分割提出は認めない。なお、持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時までに持参すること。

(5) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

(6) 提案書に係る費用の負担に関する事項

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

11 プレゼンテーションおよびヒアリング審査の実施

提案に関するプレゼンテーションおよびヒアリング審査を以下のとおり実施する。

(1) 実施日時

令和6年5月1日（水）午前9時から開始（予定）

(2) 場所

守山市役所 3階 31会議室

(3) 説明時間

30分以内

(4) 質疑応答

10分程度

(5) プレゼンテーションについて

ア あらかじめ提出された企画提案書等にて説明するものとし、プレゼンテーション審査当日の追加資料は認めない。

イ プロジェクターを用いたプレゼンテーションを希望する場合は、参加申込書に明示すること。プロジェクター、スクリーン、ポインターは市で用意する。

ウ 企画提案書の範囲を逸脱した説明や、審査員の質問内容に関わらない発言をしないこと。

エ 参加人数は5名以内とする。（業務責任者となる予定の者は、原則出席すること）

※ プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めない。ただし、パワーポイント等で説明する場合に、画面表示を手元で確認するために、画面表示と同じものを印刷した資料に限り配布を認める。

12 審査方法

- (1) 事前に定めた審査基準に基づき審査し、候補者および次順位候補者を選定する。
- (2) 企画提案書等を提出された順（受付順）に審査する。
- (3) 審査員は課長級以上4人を予定する。
- (4) 書類審査およびプレゼンテーションならびにヒアリング審査を行うものとし、審査委員が各自評価、採点する。
- (5) 審査員の評価点の合計が最低基準点（満点（100点×評価者数）の6割）以上となった応募事業者のうち、評価点が最も高いものを候補者として選定する。
なお、応募が1事業者であった場合でも、評価得点が評価基準点以上となるときは候補者となる。
- (6) 審査は個別に実施し、非公開とする。

13 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知日

令和6年5月10日（金）予定

14 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (2) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (3) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

15 情報公開および提供

審査の結果については、守山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 候補者名
- (2) 参加事業者数
- (3) 参加事業者の評価点（得点順）

市は、提案者から提出された企画提案書等について、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開すること

により当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の公開とする。

16 その他

(1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

(3) 参加申込み後の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、すみやかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が、第3項に掲げる見積限度額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は候補者に選定された者が作成した企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできないものとする。

17 問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市 教育委員会事務局 教育総務課 担当：鍵井・川前

電話 077-582-1140（直通） FAX 077-582-9441

電子メール kyoisomu@city.moriyama.lg.jp